

平成16年11月

## 海技免許に関する規制緩和のお知らせ

この度、自由民主党行政改革本部の要請により小型船舶操縦士免許(ボートライセンス)について次の通り規制緩和が行われました。

11月1日以降、5トン限定区分を廃止する。

この改正により免許の区分は、1級、2級、特殊のみとなります。

この改革によって従来の、船の大きさを5トン未満におさめるための日本独特の奇形船も姿を消すものと期待されます。

なお、以前に自由民主党行政改革本部の要請により実現したプレジャーボートの24m未満化とあわせて、小型船舶操縦士免許を取得すれば、水上オートバイを除くプレジャーボートに関しては24m未満までのすべての船舶を操縦することが出来ることとなりましたのでお知らせ致します。

あわせて、国土交通省の5トン限定区分の通知を次ページに掲載します。

なお、昨今、海技免状の申請及び受領、試験の申請並びに受験票及び合格証明書類の受領などの事務を海事代理士に委任させられたというような話を耳にしますが、これらの手続きを海事代理士に委任しなければならない旨の法令は存在せず、個人が行なっても試験機関は受け付けなくてはならないことをお知らせ致します。

今後は、世界の規格に合わせてすべての小型船舶を24m未満とし、船舶検査及び免許は、これも世界の常識に合わせて、営業用(人様を乗せてお金をいただく)と自己責任で運行されるもの(プレジャーボート等)とで分けて、自己責任で運行するものについては極めて簡便なものにするよう改革を求めてまいります。

皆様からの御意見を当ホームページではお待ちしております。

平成16年12月1日  
国土交通省海事局

## ボート免許の「5トン限定」区分の廃止について

1・2級の小型船舶操縦士免許については、これまで5トン未満の船舶に限定して乗船できる免許(5トン限定免許)を設けていた。

16年11月1日、これを踏まえ5トン限定区分の廃止に係る省令改正が施行されたところである。

### 【参考図】 プレジャーボートの免許区分に関する変更の概要図

